

第34回仙台市動物愛護協議会 議事録

開催日時	令和7年1月30日（木）14:00～16:10
開催場所	上杉分庁舎 2階第2会議室
委員 (順不同・ 敬称略)	水越美奈（会長） 小野裕之（副会長） 木村孝 後藤美佐 齋藤和平 齋藤千映美 細井戸大成 町屋奈 (欠席＝齋藤和平)
事務局	健康福祉局理事 同保健管理課長 同動物管理センター所長 同動物管理センター主幹兼管理係長 同動物管理センター管理係主査 同動物管理センター管理係主任
次 第	1. 開会 2. 挨拶 3. 議題 (1) 報告 ・第6回人と猫との共生分科会について ・令和6年度仙台市動物愛護アクションプラン実施状況について (2) 協議事項 令和7年度仙台市動物愛護アクションプラン（案）について 4. その他 5. 閉会

発言者等	
〈開会〉 進行	本日はお集まりいただきありがとうございます。司会進行役を務めさせていただきます。動物管理センターの橋本と申します。齋藤和平委員が所用のためご欠席ということでご連絡をいただいております。 それでは、ただいまより第34回仙台市動物愛護協議会を開会いたします。 議事に入る前に本日もお配りしております資料の確認をお願いいたします。 本日の配布資料の一覧は、次第の裏面に記載がございます。次第、名簿・座席表、報告・協議事項(資料1～7)、参考資料(参考1～5)に啓発グッズの糞袋を付けております。お手元の資料に不足等がございましたら、お申し出いただければと思います。 それでは、開会にあたりまして、仙台市健康福祉局理事、川口よりご挨拶申し上げます。
〈挨拶〉 理事	仙台市健康福祉局理事の川口でございます。本日は大変お忙しい中、また大変寒い中、委員の中には大変遠方より、この仙台市動物愛護協議会ご出席を賜りました。誠にありがとうございます。 また日頃より本市動物愛護行政にご理解ご協力を頂戴いたしまして、重ねて感謝申し上げます。 後程ご報告申し上げますけれども、本市の動物愛護管理行政の取り組みでございますが、様々苦情相談の件数の減少ですとか或いは収容頭数の減少といったことで、着実に成果も見えている部分がございますけれども、なお様々な課題も生じておりまして、いろいろ取り組みを進めていく必要があるかというふうに考えてございます。

	本日の議題ですけれども、本年度アクションプランに沿いまして実施いたしました、主な事業についてご報告させていただきますとともに、令和7年度の動物愛護アクションプランについてご説明をさせていただきたいと考えております。 委員の皆様には、ぜひこの機会に忌憚のないご意見、ご助言を賜りまして、今後の仙台市の動物愛護行政につなげて参りたいと思っております。 簡単でございますけれども、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
進行	それではご出席いただきました委員の皆様を、会長、副会長、そのほかの委員の皆様をご紹介させていただきます。 委員の皆様おそろいですので、自己紹介を兼ねて一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。はじめに、会長をお願いしてございます水越美奈様、お願いいたします。
水越会長	日本獣医生命科学大学の水越と申します。よろしくお願いいたします。 数日前も獣医師会の年次大会で仙台に来ていましたが、その時には私の住む埼玉と気候が全然変わらないなと思ったんですけど、今日来たらもう非常に寒くてですね、東北を感じた次第であります。よろしくお願いいたします。
進行	次に、副会長をお願いしております小野裕之様、お願いいたします。
小野副会長	改めまして、公益社団法人仙台市獣医師会の会長をしております小野と申します。 今日なんか本当にだんだん寒くなってきたんですね、このままどんどん寒くなって帰るころやだなとか思っていました。いつもいろんな形で情報共有させていただいて、勉強になっています、またよろしくお願いいたします。以上です。
進行	続きまして、木村孝様、お願いいたします。
木村委員	東北優良ケネル事業協同組合の木村と申します。 私はペットの販売協会の方から来ておりますので、そういう部分の見地の方からまたいろいろご意見を出させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
進行	続きまして、後藤美佐様、お願いいたします。
後藤委員	NPO 法人エーキューブの理事をしております後藤と申します。 私たちエーキューブは、動物管理センターと協働で、動物介在活動、動物介在教育、あとペット同行避難という形で、ペットの防災についても一緒に啓発させていただいてます。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。
進行	続きまして、齋藤千映美様、お願いいたします。
齋藤委員	宮城教育大学の齋藤と申します。 大学では環境教育とか、生活科と総合的な学習といった授業を担当しておりまして、たまたま生活科が唯一の学校教育のカリキュラムの中で飼育活動を取り扱っているということから、ご縁があって、いろいろなご助言いただいたり、ご協力いただいたようにしております。先日、獣医師学会にも初めて参加させていただきまして、皆さんのお話を聞かせていただいたりとか、エーキューブの活動も紹介させていただいたりとかする機会もあったんですが、大きな学会で教育系の学会が違うんだなっていうのを非常に感じました。 いろいろな、こういう社会の中で関わってらっしゃる方が多い分野なんだなということを改めて認識いたしました。今日はどうぞよろしくお願いいたします。
進行	それでは、細井戸大成様、よろしくお願いいたします。

細井戸委員	公益社団法人日本動物病院協会元会長現相談役の細井戸です。 3年前に愛媛県新居浜市の郊外に転居し、都会暮らしと地方都市での暮らしの違いを感じる中で、動物の存在が地域交流を深める要因になっていることを実感しています。仙台市さんとの関わりは14年なります。 東日本大震災以降、仙台市の動物行政を14年間見させていただく中で、大阪市獣医師会の会長時代には、それを参考に子猫リレー事業を始めました。 今は愛媛県の獣医師会に所属していますが、やはり、仙台市は先進的で素晴らしい動物行政を実践されていると感じております。 皆さん方のさまざまなご意見を参考にして、他地域にも広げていくという役割もあるかなと思って参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
進行	町屋奈様、よろしくお願いいたします。
町屋委員	公益社団法人日本動物福祉協会に獣医師をしております町屋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 今年度は皆さんご存じの通り、6月に動物愛護管理法の改正があると言われていますが、昨年の総選挙以来、実はあまり活動が見られなくなってきております。なので6月に本当に改正が行われるか心配なところではありますが、少しでも、動物の福祉のため、また、人と共生できるような、よりよい社会になるような、もっと前進した法律になるように、駄目もとでも、頑張っていきたいなと思っております。 どうぞよろしくお願いいたします。
進行	ありがとうございました。それでは、次第3、議題に進みたいと思います。 議事進行につきましては、協議会設置要綱第6条の規定に基づきまして、会長をお願いすることとなります。水越会長、よろしくお願いいたします。
水越会長	よろしくお願いいたします。それでは議題に入ります前にですね、議事録の署名委員を指名したいと思います。この署名員については前回に引き続き、後藤美佐委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。
後藤委員	はい、承知いたしました。
水越会長	ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。 それではお手元の議事次第に従い、議題（1）報告事項1「第6回人と猫との共生分科会」について、事務局よりご説明をお願いいたします。
動物管理センター所長	それでは本日、ご説明させていただきます。動物管理センター、所長の釜谷と申します。また、いろいろなご意見等を質問等も含めてですね、よろしくお願いいたします。 それでは、座ってご説明させていただきます。 仙台市動物愛護協議会第6回人と猫との共生分科会についてご報告いたします。 資料1をご覧ください。 令和6年7月26日に水越委員を会長としまして第6回、人と猫との共生分科会を開催しております。会議では令和5年度の事業報告と、令和6年度の事業計画案についてご意見ご質問いただき、その後、各委員から猫に関する取り組みについてお話をいただき、それぞれの立場での相互理解を深めております。 議事の内容としましては事務局案でご了承いただきました。 ご意見としましては齋藤和平委員から、青葉区民まつりの参加による啓発についての要望、協議会資料への事業費について要望があり、今回から事業費の資料をつけさ

	せていただいております。また、水越委員から手術の利用状況と1年を通して利用できる予算確保について、ご意見をいただきました。ご質問としましては、小野委員から令和4年度と5年度の猫の収容数の変化について、齋藤和平委員から、猫の排泄物に関する町内会への対応方法について、町屋委員から、多頭飼育する飼い主への手術実施の働きかけ方、これ以上増えないための対応方法について、早坂委員からミルクボランティアになるために資格が必要なのかなどにつきましていただき、それぞれお答えしたところでございます。 なお、詳細につきましては参考1として人と猫との共生分科会の会議資料をつけておりますので、後程ご確認いただければと思います。 ご報告は以上です。
水越会長	ありがとうございます。 ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。もしなければ、次に続けていきたいと思っておりますよろしいでしょうか。 それでは議題（1）報告事項2「令和6年度仙台市動物愛護アクションプランの実施状況」について、事務局よりご説明をお願いいたします。
動物管理センター所長	では事務局よりご説明させていただきます。今回、説明終了後、啓発動画やイベント画像をお見せします。 それでは令和6年度仙台市動物愛護アクションプランの実施状況について、お手元の資料2をご覧ください。なお資料における斜体で示されている箇所につきましては、今後、年度内に実施する予定の事業となります。図表や取り組み状況報告における令和6年度の数値は、12月末時点における集計結果となっております。 また令和5年度以前の数値につきましては、各年度末の3月の集計結果となっております。 <重点事業1> 初めに【重点事業1】からご説明させていただきます。1ページの飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫の適正管理の推進でございます。 1、飼い主のいない猫の自然繁殖防止対策として、（1）本市は仙台市獣医師会が実施する飼い主のいない猫の避妊去勢事業の事業経費の一部として補助金を交付しております。現在、1頭当たりの助成金につきましては雄4500円、雌9000円となっております。令和6年度は800頭で進めておりますが、今年度雄の手術頭数が多く、順調にいけば、838頭の手術が可能となっております。残り170頭程度、1年通して受け付けが可能と考えております。詳しい説明につきましては小野委員より追加でご報告いただければと思います。 （2）飼い主のいない猫の不妊去勢手術が推進されるよう電話相談時や、市民説明会、連合町内会地域懇談会等で制度の紹介をしております。 （3）捕獲運搬するための捕獲機やケージの無料貸出を行っております。事業の効果としまして、無秩序な繁殖の抑制による屋外で生活する猫の数の減少でございます。1ページの間中右側の参考にあります飼い主不明の猫の死体数を記載しております。本市のペット斎場に持ち込まれた交通事故等で死亡した猫の死体数でございます。これまでも毎年減少傾向が続きまして令和5年度は1460頭、前年比88%となっており、

屋外にいる猫が減少していると思われます。令和5年度は持ち込まれた死体全体で猫が46.6%、10年前の平成26年度は、持ち込まれた死体全体で猫66.9%っていうところからも持ち込まれた猫の死体数の割合も減っております。

次に5ページをご覧ください。参考にある引取及び収容した猫の頭数についてグラフで示してあります。平成27年より令和4年度までは減少し続けて令和5年度は横ばい、令和6年度は12月末で187頭、前年比79.2%と減少しております。成猫で前年比151%、子猫が前年比54.6%、全体では減少傾向ですが、成猫の収容が増加しています。

4ページ猫に関する苦情の状況及び、5ページの相談の状況についての表をご覧ください。令和6年12月末の苦情件数の合計は253件、前年比96.9%、相談件数の合計も253件、前年比74%とともに、減少しております。苦情は不妊去勢手術の推進や屋内飼養の啓発により、外にいる猫の数が減少し、ふん尿などの排泄物が前年比76.5%、家屋の侵入が前年比69.2%、鳴き声が前年比50%で減少に転じていると考えております。

次に相談件数は全般的に減っている一方で飼育相談、多頭飼育の相談が増えています。引き続き、適正飼養の啓発に努めて参りたいと思っております。

また、その他の項目としましては、譲渡先のボランティアの紹介をして欲しい、動物管理センターの業務について知りたい、レスキュー関係で河川敷に取り残された猫などあります。

2ページにお戻りください。2の地域猫活動への支援でございます。市民説明会の開催についてですが、地域猫活動に関する知識等について普及啓発するため市民ボランティアと連携し、市民説明会を開催しております。今回は全市民を対象に青葉区で1回、祝日に初めて開催しております。22名の参加をいただきました。

また、今回初めての取り組みとして地域猫活動を実際に行っている2つの町内会にご参加いただいて、それぞれお話を伺っております。町内会のやりとりはQ&A方式で行い、地域猫活動を始めるきっかけ、どのような方法で進め始めたか、地域猫対策としての予算について、町内会での活動合意形成について、成果について等お聞きしております。説明会へ参加した方のアンケートの中に実際に活動している町内会のお話が聞けてよかったという感想がありました。

一方で行政への要望としましては「地域猫活動をもっと知ってもらうために、パンフレット、手順書が町内会から個人宅へ配布できないものか、協力できるボランティア個人、団体に対して声かけを増やすことはできないのでしょうか。」ありました。

町内会や地域等への取り組み支援としましては不妊去勢手術を実施する際に、猫を捕獲・運搬するための捕獲器やケージを貸出している他、単独で飼い主のいない猫の手術が困難な場合には、手術のための捕獲や病院への搬送等のお手伝いとして杜猫会の紹介を行っております。

続きまして3ページをご覧ください。

適正飼養に関する周知啓発です。ホームページやSNS、媒体を用いた普及啓発を実施した他、様々な啓発チラシを希望する町内会、各種イベント、獣医師会の会員病院への配架の他、動物取扱責任者講習会において配布しております。イベントでの啓発につきましてはこれまで宮城野区民まつりと、太白区民まつりのほか、若林区民まつりに参加し、啓発しております。

次に、4の人と猫との共生分科会につきましては先ほどお話ししましたので、割愛さ

せていただきます。

6の猫の譲渡の推進でございます。

(1) 飼い主のいない猫としてセンターに収容され、譲渡対象となった個体について仙台市医師会と譲渡動物医療施術業務委託により、成猫5頭及び子猫40頭の合計45頭の不妊去勢手術を実施しております。

(2) 譲渡を推進するため譲渡会を開催する他、哺乳が必要な250グラム程度の子猫をミルクボランティア、一時預かりをお願いしております。令和6年度12月末で譲渡会は29回開催し、14頭の猫が新しい飼い主のもとで暮らしております。総譲渡数は51頭です。ミルクボランティアにつきましては12月末時点で20頭の子猫を育てていただいております。ボランティアには譲渡会に参加いただき、育てた猫の性格などを譲渡希望者に説明していただいております。

7の飼い主のいない猫に関する苦情対応でございます。飼い主のいない猫に関する苦情は無責任なえさやりについての問い合わせが多く、センターからえさを与えている方へえさやりのルール、トイレ管理を守っていただくよう指導する他、不妊去勢手術の実施をお願いしております。また被害を受けている土地の管理者には自衛策を講じていただくよう、啓発チラシの配布や超音波発生装置を無料貸出ししております。

<重点事業2>

続きまして、【重点事業2】、6ページをご覧ください。動物介在活動の普及推進でございます。

(2) 動物介在活動の実践ですが、NPO法人エーキューブと協働で行っている今年度の市内小学校への訪問活動は、12月末10校17回実施で、参加者は515名でございます。訪問活動の詳細については、後ほど後藤委員よりご報告いただきたいと思います。

おめくりいただきまして、7ページをご覧ください。

その他の取組としまして、職場体験等の受入れを行い、14団体173名の方にお申込みいただいております。

また、動物愛護の研究のため動物管理センターを取材したいという中学生、高校生からの申込みが多くございました。質問内容としては、動物管理センター業務について、殺処分について、自分たちで今後できることなどを取材した内容をまとめたものを学生が学内で発表するなど、若い世代への啓発の絶好の機会と考えてございます。

また、夏休みにペットを飼っていない小学生親子を対象に工作教室を実施しております。今年度は、2倍の規模で募集をしております。参加者9組26名です。

<重点事業以外>

続きまして、【重点事業以外】についてご説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

I 適正な飼養の推進におけるI-①飼い主のマナー向上対策についてです。

1. 各種媒体を利用したマナー向上啓発の推進について、様々な啓発チラシの作成、配布やSNSを活用した啓発を行っております。(1)(2)犬猫をすでに飼われている飼い主向けへの啓発をはじめ、(3)令和5年度譲渡犬猫を迎えた家族89名(犬14名、猫75名)に対し、アフターフォローのための譲渡後チェック表を送付し、回答結果により適正

飼養のための必要な指導を実施するとともに、飼育相談についてまとめた資料を送付しております。

また、(4)希望する町内会へ犬猫糞害防止看板を配布しております。

犬654枚、85ヶ所、猫157枚、19ヶ所と昨年度より配布数が増加しています。

ここで、8ページ下に示した表をご覧ください。上の表が犬の苦情の状況、下の表が犬の相談の状況となっております。単位は件数で、令和6年12月末現在で、犬の苦情件数は89件、前年同月比92.7%と減少しております。繋留不適が減る一方で、鳴き声、排泄物が微増、相談件数は93件で、前年同月比97.9%と微減しております。虐待相談が減る一方で、譲渡先斡旋、引取相談が増えております。苦情は圧倒的に鳴き声に関する苦情が多く、次に排泄物となっております。対応としては苦情先をご訪問して、実際に吠えているようであれば必要な指導をしているところです。排泄物については、飼い主が特定できる場合は指導、特定できない場合には看板やチラシを提供しております。

また相談の状況については、飼育相談や譲渡先斡旋が多くなっております。飼育相談については、本市で作成した「初めて犬や猫を飼った飼い主向けのリーフレット」を活用して対応しております。譲渡先斡旋についてSNSの紹介、命のリレー掲示板(電子化)の紹介をしております。

おめくりいただきまして、9ページでございます。

2. 公園等におけるマナー向上の推進において、(2)苦情等の多かった公園で、犬の散歩時刻と思われる早朝や夕方の監視を15か所、計23回実施しております。また、イベント、動物取扱責任者研修会、動物介在活動、譲渡会、職場体験学習など様々な機会を通じて、飼い主に対する適正飼養の啓発を行っております。

3. 動物への理解促進についてです。動物介在活動、譲渡会開催時、職場体験学習において、動物の習性や生理及び感染症についての理解促進を図っております。

次に、4. 多頭飼育問題への対応です。日常的に福祉担当部署等から犬や猫の多頭飼育等について情報提供や相談を受けた場合、丁寧な聞き取りを行い、できることを模索するなど、連携に努めております。

(1)局内保健福祉行政職員研修会で「動物愛護管理行政における福祉部門との連携について」と題して、4月に参加し講義しております。また、10月に2名の講師をお招きし、関係機関向けに多頭飼育問題セミナーを開催しました。参加者からのアンケートから「動物の問題で表面化しても人と人とのつながりや支え合いの課題ということがわかりました。動物の問題を福祉の面から考えたことなく勉強になった。」「多頭に限らず1頭でもペットを飼っている高齢者支援に役立つ内容でした。」など、非常に好評でした。

(2)地域包括支援センターや区役所の福祉担当課に対し、現場で活用できるよう、シルバー世代向け、多頭飼育問題に関するチラシを配布し、啓発してございます。啓発により福祉部門職員への理解が深まるとともに、実際の現場で遭遇した際に、電話で相談される件数が増えております。

多頭飼育相談について、今年度10件ございまして、終生飼養、譲渡の取組、繁殖制限などの指導、事例に併せ適宜対応しております。

続きまして、10ページをご覧ください。I-②終生飼養の推進における、

1. 犬猫引取件数の削減についてです。

致死処分数を減少させるためには、まず飼い主からの引取りを減少させることが必要となります。センターに引取りを求める飼い主には犬猫を最後まで飼養する責務があり、自ら新しい飼い主を探さなければならないことをお話ししています。新しい飼い主を探す手段としては、インターネットサイトのご紹介をするほか、ネットを利用できない方にはセンターの掲示板「わんにゃん命のリレー掲示板」の利用を紹介しており、12月末までに13件（犬5件、猫8件）のご利用がありました。参考としてお示ししている表は、左が飼い主からの犬猫引取相談件数、右が飼い主からの実際に引き取った頭数でございます。犬も猫もいずれも引取り頭数が増えております。

飼い主が動物を手放す理由については飼い主の病気12件、飼い主の引越し3件、動物の病気1件、譲渡先が見つからない3件、今の家で飼えない2件が最も多い理由として挙げられます。その他、飼い主の生活環境の変化（刑務所への入所予定）、犬の性格など。対応として、まずは家族や親族の方に継続して飼育していただくことや新たな里親探しを行うよう提案しておりますが、センター助言の下、譲渡の取組を行っても譲渡先が見つからない、身内を含め適正に飼い続けることができない場合には、飼い主からの引取りを行わざるを得ない現状がございます。

続きまして、犬の収容等及び措置状況が10ページ下のグラフになります。棒グラフの長さがセンターに収容等された犬の合計、棒グラフの上から薄い部分は飼い主へ譲渡された頭数、濃い部分は新しい飼い主へ返還された頭数です。点線は返還及び譲渡された率を示しております。令和6年12月末時点では、収容頭数は35頭となっており、前年同月比129.6%となり、増加しています。

おめくりいただきまして、11ページのグラフをご覧ください。成猫の収容等及び措置状況、子猫の収容等及び措置状況をそれぞれ示しております。棒グラフの長さが収容等の合計、棒グラフの上から順に譲渡頭数、返還頭数、致死処分頭数となっております。成猫は、一般市民から負傷した個体の収容依頼がほとんどです。この部分の収容を減らすには、屋外で生活する猫を減らす必要があります。令和6年12月末現在の収容等頭数は77頭であり、前年同月比151.0%と増加しております。

次に、子猫の収容に関しましては、育児放棄と判断され警察やセンターに持ち込まれたものがほとんどです。この部分の収容を減らすためには、不妊去勢手術を推進する必要があります。令和6年12月末現在の収容等頭数は110頭であり、前年同月比54.6%となっております。収容されたもののほとんどが生まれて間もないものや負傷・病気のものでした。

続きまして、11ページの下段、2. 収容動物の譲渡の推進でございます。

引取りまたは収容した犬猫の譲渡の推進に関しまして、(3)収容された犬、猫ができるだけ早く譲渡されるよう、仙台市獣医師会との譲渡動物医療施術業務委託により譲渡対象の犬8頭、猫45頭に不妊去勢手術等を実施しております。そのほか、センターで治療困難な検査、疾病治療を仙台市獣医師会の協力病院にて17件お願いしております。

また、現在噛み癖があるなど性格が困難な犬がいて、譲渡が進まないため、適正飼養セミナーを開催しました。11月16日に、入交先生を講師として、「犬の行動学について」と題してご講演いただき、40名の方にご参加いただきました。今回は、センター

職員、センターから犬を譲渡した方、ボランティア団体、センターで休日に犬の世話をさせていただいている方を対象としました。

(4)ミルクボランティアへの一時預かり依頼については、先ほどご説明させていただきました。

12ページをご覧ください。

(6)より多くの市民に譲渡事業を周知するために、令和5年度に譲渡した猫の写真展(60点)を本庁ギャラリーホール、八木山動物公園及び動物管理センターにて開催を予定しております。会場ではセンターの譲渡事業の広報や猫の完全屋内飼育等の適正飼養についてパネルなどを使用して普及・啓発しようと考えております。

(7)その他の取り組みとして、令和6年度の譲渡会等の開催回数でございます。犬は収容が少ないため、平日の開庁時間内に来ていただく随時譲渡で全て譲渡しております。猫は、随時譲渡のほか、毎週金曜日と月1回土曜日に譲渡会を開催して譲渡の推進に努めております。

続きまして、12ページ中段、3. 個体識別措置の普及推進でございます。

(2)にありますとおり、仙台市獣医師会よりマイクロチップの無償提供を一部受けたものと本市が負担したもので、譲渡対象の犬猫を対象に装着しております。法改正により業者へのマイクロチップ装着が義務化されたことに伴い、譲渡動物へマイクロチップの装着を全頭しております。

次に、12ページ下段、I-③未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策でございます。

参考として狂犬病予防接種実施状況について13ページの表で掲載しております。令和5年度につきましては77.7%の接種率となっております。

(2)狂犬病予防法の特例制度の参加の有無につきましては、今後も国や他自治体の動向を見ながら適切に対応していきたいと考えております。

(3)にありますとおり、9月に未接種の方へお知らせはがきを1万2,654頭分送付しているほか、犬の返還や苦情等の指導の際は、必ず狂犬病予防注射の実施状況を確認し、指導しております。

その他の取組として(7)以前、集合注射会場となっていた公園や市民利用施設約130か所に接種啓発のポスターを掲示、区役所内の案内掲示板であるデジタルサイネージで接種啓発を行っております。

続きまして、13ページ中段、I-④動物取扱業者の責務の徹底における1. 動物取扱業者への指導・啓発についてです。

(1)動物取扱業の新規28件及び更新29件の申請に伴う立入検査を実施し、適宜指導をしております。

(2)動物取扱責任者研修会は、仙台市主催で3回、都合の合わない・体調を崩した方については宮城県主催の6回の中で参加いただいております。お互いに受講者を受け入れており、受講者の利便性を図っております。今年度の仙台市の受講者は、307名であり、受講率は99.0%となっております。

(3)動物取扱業者への立入実施状況ですが、今年度の全立入検査は12月末現在で101件となっております。立入検査における主な指摘内容は、①ケージ転倒防止対策35件、②広告の必要事項掲載不備24件、③温湿度計の未設置17件、④動物に関する帳簿14件、

	⑤飼養施設及び動物の点検13件、⑥ケージの錆・割れ等の破損12件など、順に指摘内容が挙げられてございます。 続きまして、14ページをご覧ください。 I－⑤特定動物の飼い主の責務の徹底でございます。 特定動物の愛玩目的による飼養・保管は禁止となりましたが、令和2年6月1日以前に許可を取得していたものについて、その個体に限り終生飼養するため、特別に許可を取得していくこととなります。特定動物の飼養保管許可に係る立入検査は7施設、8件ございました。必要に応じて適宜指導を実施してまいります。 続きまして、15ページの中段、II人と動物との良好な関係構築の推進でございます。 II－①とII－②については重点事項ですので、ご説明したとおりでございます。 おめくりいただきまして、15ページをご覧ください。 II－③災害時の動物愛護対策です。 令和6年度においては、新たな行事として、宮城野区総合防災訓練が増えるなど、各種イベント等でもNPO法人エーキューブと連携してペット同行避難の際に必要な備えについて説明しております。 最後に、III－②関係団体、市民、行政の連携についてです。 動物慰霊祭ですが、9月17日から20日の4日間、動物管理センターのホールで、慰霊碑を設置し、自由にお参りしていただく方式として開催しております。 関係団体との連携については、仙台市獣医師会、NPO法人エーキューブ、しっぽゆらゆら杜猫会、個人登録ミルクボランティア、動物取扱業者など様々な皆様と連携しご協力をいただくことでセンターの活動が成り立っており、それぞれの項目でご説明したとおりでございます。 令和6年度仙台市動物愛護アクションプランの実施状況については以上です。
水越会長	ありがとうございました。 それでは、今のご報告の補足として、小野委員から飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の助成事業について、ご報告、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
小野副会長	私の方から補足の説明をしますが、ほぼ大体のところは今回、詳細にご報告いただいたので、少し気が付いたことを述べたいと思います。資料は6ですね、表が縦、裏が横で見ようになっています。表の方から説明します。 飼い主のいない猫不妊去勢事業、先ほどから頭数に関してはお話した通りで、令和6年度は現時点で668頭ということで、予定頭数から言うと160頭170頭ちょっとですか、そのぐらいまだ余裕があるということで、今回何とか3月末まで間に合うのかな思いながらいます。ということは、ここまでが若干少なかったのかなっていうことになるんですけども、実際少し少ないですね、なのでそれもあってということになります。 あとはこれも先ほどちょっと話題になりましたけれども、いつもこれも話してるんですけど、だんだん雄の数が増えてきて、いよいよ雄雌比が1対1になりそうな具合ですね。これもこの事業が、だんだんその頭数がここずっと増えてきてたんですけども、それとともに顕著になってきた特徴だなあと思っております。 それでですね、今年少ないことに関して、先ほどからの説明で収容頭数が少ないと

か、ペット斎場に持ち込まれた死体の数が少ないとか、要は、その対象となる猫の数がやっぱり、それなりには減ってるんだらうな、ということが色々な数字で、証明はされてきてるんだらうなと、ここのところ感じております。ということなので、これがこの先さらに、だんだん減っていくのが、もちろん理想ですけども、この先のことを注意して見ていかなければいけないかなと思っております。

飼い主のいない猫に関してそのくらいですね、それから資料の下の方ですね、保護動物推進事業ですね、センターに収容された小さい猫の避妊とか去勢とか、そういうのを主体にやっている事業です。

これも頭数的には収容頭数自体が少ないっていうお話、これも先ほどあった通りなので、それに合わせてと言ったらいいのか、こちらが手術の頭数も実は減ってます。年度途中なので、この先どうなるかわかりませんが、でも多分去年よりは少ないのかなと思っております。大体そんなところですかね。

あとついでなので、裏面をもしよろしければ見ていただければと思います。狂犬病の方の頭数のことは見ていただく通りで、日本でどこの地域をとってみても大体そうなんですけれども、やっぱり若干ずつ頭数が減ってきております。というところでございます。

あとその他事業に関する資料、身体障害者補助犬支援の補助金の事業をやってますけれども、その資料も載せさせていただきました。

動物フェスティバルの件だけちょっと補足でお話しておく、もともと市役所のすぐ脇に市民広場というところがありまして、そこでやってました。そこが市役所の改築に伴って数年間使えないってことで、さあどうしようって話になりまして、結局落ち着いたのは長町ですね。仙台出身じゃない方のために言うと、いわゆる仙台の副都心とか言ったりするんですけども、そこに市民広場があるので、そこでやりましょうということで、移動しました。勾当台公園、市役所の脇でやってるときはいわゆる繁華街ですので、通りすがりの人がたくさんいるので、人集まりやすいってことはわかってたんですね。今回の場所は、動物フェスタに参加しようと思う人ぐらいいしか来ないはずの地域であったんです。ですが、1万5000人ぐらいいってことで、前年度よりもたくさんの方が来てくれて、あとこれも先ほど釜谷所長からお話あった通りで、犬連れの方がとにかく多くなったなと思ってます。なんか自分家の犬自慢大会みたいな感じで、本当に連れてきてる方が多くて、自分の知り合いでも、もう何頭かな、5、6頭くらいとかな、来るんだったら動物と一緒に来るみたいなそういう感じの雰囲気になるって、何かいい感じだなあと思っております。ちょっと場所は仙台の、いわゆる本当の中心部から離れて南側にずれてしまったんですけども、このままやっていけばいいかなと、あと時期も10月、11月になって、という時期タイミングでやったんですけども、ちょうどその日は、気候的にも、11月としてあったかいぐらいのときで、ちょうどいいぐらいだったんですね、初めてちょうどいいぐらいのときにやったみたいな、そんな感じになりました。

今年は10月の20日前後だったと思うんですけど、そのぐらいにまだ予定してますのでこれはですね何か今回やってみて、ちょっと1つ、イベントとしてちょっと質が何か変わってきたというのか、何かみんな楽しんで本当に楽しそうに来ていただける方が増えたので、何とかこれをさらに盛り上げていきたいなかなと思っております。

	大体以上でございます。
水越会長	ありがとうございました。 続いて、後藤委員より、動物介在活動の普及推進について追加のご報告、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
後藤委員	ではエーキューブから報告いたします。 資料7をご覧ください。 仙台市動物管理センターと協働で、本年度は現在未実施のところも含めまして仙台市内の小学校14校、計22回、動物介在教育を行います。昨年7月には、特別支援学級の1から6年生を対象とした活動もあり、細心の注意を払い学校の先生方との打ち合わせの他、管理センター担当獣医師の先生と、エーキューブの活動担当がしっかりと打ち合わせを行いました。毎回必ず行うのですが、参加するスタッフも活動前のミーティングにて情報をしっかりと共有することで、とても穏やかで安全な活動を行うことができました。他の学校においても、特別支援のクラスに在籍する児童の数が、何となく増えているなど感じています。それに対して児童の様子に合わせたフォローを先生方をお願いして、一緒に体験していただいております。 その他の不登校支援として仙台市教育支援センターにてエーキューブは、3月実施予定を入れて計5回動物介在活動を行ってるんですが、毎回テーマ、例えば、犬と散歩してみようなど事前のテーマを連絡して、興味を持って参加してもらえるように工夫しています。子供たち同士が、少しの人数でも同じ空間にいることに不安を感じる傾向が今、とても強い状況です。その中で、じゃあ犬が来るなら参加してみよう。動物の話ならちょっと座ってお話を聞いてみよう。犬を中心に真ん中におけば、知らない他の子が隣にいても、座っていられた。また、次も参加したいとリピートする児童が多くなってきています。活動後に、児童生徒の交流が見られたという報告もいただいております。これが本当にわざわざご報告いただくぐらい、児童同士の交流がないというところで活動しております。小さなきっかけかもしれないのですが、犬を介することで、児童生徒に与える力に、犬は本当にすばらしい魅力のある生き物だと実感しています。この事業はエーキューブの事業だったのですが、動物管理センターとしても、職場体験で、この児童生徒たちを受け入れていただいています。そこで、本当にこの動物管理センターに行って、体験するっていうのは、児童生徒にとってより多くの人数の中で過ごす大変貴重な体験となっているので、今後ともどうぞ受け入れの方、よろしくお願いいたします。 エーキューブから以上報告いたします。
水越会長	ありがとうございました。それでは委員の先生方から、令和6年度のアクションプランの実施結果について、ご意見ご質問をお受けしたいと思います、いかがでしょうか。 後藤委員お願いいたします。
後藤委員	2番の猫の地域猫活動への支援ということで、地域猫の活動に関する市民説明会、10月14日に行われたというのは、内容をお聞きして、すごく良い内容で、これをたくさんの人に聞いていただきたいなと思ったのですが、参加人数が22名ということだったので、例えば広報の仕方とか、こういった形で開催している、するんだよっていうのをお知らせしたのかをお聞きしたいなと思いました。

	その前にメディア取材があつて、私に杜猫さんから連絡があつて、出るのを見てくださいて言われて、見させていただいたんですけども、そのときにあれ、ここの広報、あったかなあと思ったので、そこをちょっとお伺いしたいなと思いました。
水越会長	よろしくお願いいたします。
動物管理センター所長	市民説明会の開催については、市広報誌に掲載しております。また譲渡会等の取材時に、そのメディアで市民説明会の日程も取り上げていただきました。またホームページ、メール配信サービスでの啓発を行っております。
後藤委員	はい、ありがとうございます。実際のやってらっしゃる方たちのお話なんか、すごく参考になるなと思ったので、もっと気にしてる方たちにたくさん機会を知っていただけると、ますます良いなと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。
水越会長	ありがとうございます。齊藤委員お願いいたします。
齊藤委員	続いて今のお話で同じことで私もちょっと興味を持ったもんですから、参加された方からもっと広報、積極的にして欲しいみたいなご意見があつたっていうのも聞いて、どういう方たちが参加されたのかなと思ったんですけど。その地域で猫がいて困っているっていうような方々なのか、それとも積極的にこういう活動やってみたいっていうような意欲のある方だったのかとか、年代とかどういった方たちだったのかお話しください。
動物管理センター所長	参加した年代までは把握しておりませんが、今回行ったアンケートの回答から参加者の7割は猫が好きな方でした。ちなみに昨年度は、町内会会長宛てに開催案内を出したこともあり、町内会での環境担当の方など関係者が多く来ていました。 実際に関わっている方、これからやり始めようとしている方の参加がみられました。
水越会長	はい、ありがとうございます。 地域猫活動を広めるために、実際にやってる方のお話は非常に貴重だと思うので非常によかったが、それに対して多分参加人数が少ないというのが大変残念だったっていうのが、多分皆さんのご意見ではないかなと思いました。 他、町屋委員お願いいたします。
町屋委員	私からは、5つほど聞いてもよろしいですか。すいません。 まず、4ページのミルクボランティアさんはいらっしゃるっていうことを、前々から承知しているところではあるんですけども、一時預かりボランティアさんとかあと看取りボランティアさんというのは、仙台市さんは抱えていらっしゃるのかなっていうのが1つ質問としてあります。 もう1つが、5ページ目の猫に関する相談の状況の中で、多頭飼育に関するご相談が増えているということで、その流れで福祉部署から10件ほど、今年度ご相談があつたということなんですけれども、このページ5に入っている15というのは、そういった福祉部局の件数も含めてということなののでしょうか。 そしてもう1つが、8ページ目の犬の苦情の状況のところ、仙台市の場合、犬を飼っていらっしゃる方、犬の入手経路ですね、こちらはある程度把握されていらっしゃるのかを知りたいと思っております。というのも、苦情の中で鳴き声が非常に多いということで、もしペットショップ等を介して購入した場合、吠えるのが仕事のような犬種っていうのも中には、いたりしますので、こういった苦情を減らす一助としては、購入希望者に飼養環境によっては欲しい犬種と飼える犬種が、違うよっていうこ

	とをペットショップ側からも言ってもらおうというのも1つあるのかなと思ったものですから、ちょっと入手経路等も知りたいなと思ったところです。 10ページ目の犬猫の引き取りの理由として、動物の病気っていうのがあるんですけども、これはどういった病気が多いのか、例えば高齢で認知症でとか、そういった理由がある程度わかるのであれば、対策も講じることもできるかもしれないので教えていただければなと思いました。 あともう1つ、福祉部署からのご相談が、増えてきたっていうことは非常に素晴らしいことだなと思いますし、それに対して対応されているっていうのも素晴らしいなとは思っております。そういった中で当協会の傾向なんですけれども、ここ数年実は児童相談所からのご相談が少しずつ増えてきているっていうのが現状としてあります。そういった場合、子供が所有権をやっぱり放棄しばらくしたくないっていうのが最初にあるんですね。そのとき、行政では所有権を放棄しない犬猫引き取るっていうことは難しいとは思いますが、私たちのような、融通の利く民間団体が動くことになるのはしょうがないのかなとは思いますが、そういった相談っていうのが仙台市さんなんかでもあるのかというのを教えていただければと思います。以上です。
動物管理センター所長	ミルクボランティア以外の一時預かり、例えば看取りボランティアにつきまして、今の段階では募集しておりません。 多頭飼育相談が増えているかにつきまして、多頭飼育問題セミナーも開催したということもあり、福祉関係機関（社協、包括支援センター）。各区障害高齢課などの相談が増えています。連携を図れるようになってきています。犬の多頭飼育相談15件は、福祉部門からも含めた数になります。 あと犬の苦情に関わる犬の入手経路につきましては把握しておりませんが、基本的にはペットショップ、ブリーダーさんから購入したものとは思っています。確かに犬種によって性格も異なるので、終生飼養してもらう意味でも、ペットショップ等での説明は非常に重要だと思います。動物取扱責任者講習会等の機会に情報提供できればいいのかなと思います。木村委員の方で何かあれば、一言いただけるといいと思いますけど。
木村委員	先ほどの町屋委員からの質問に、申し上げます。確かに吠える犬は、おります。吠えることが仕事であるような、例えばビーグルですとか、ただそういう意味でやっぱり飼っている環境、飼い方で、それほど問題になっているケースはないんですよね。瞬間的に吠えることがあっても、例えば日中吠え続けるとか、そういうことで、他人に迷惑がかかるのは、またちょっと違った飼い方で、ここにいますように虐待ですとか、そういう飼い方をされていれば、どんなに買うときにいろんな説明をされたとしても、なかなか難しいことになってきます。 それが1つと、あともう1つは、人間と一緒に、年を取るとぼけて、特に夜に吠えます。これが完全クレームになってます。ただこれは先生方が個人なんか薬を処方するとか、そういうので、ある程度は改善できてますんで、ただそういうのを相談されればそういう薬も出てきますけれども、相談されないで自分だけでやってれば、ただ単に苦情だけで終わってしまってると思います。 ありがとうございます。

動物管理 センター所長	引き取り理由にある動物の病気につきましては、内容までは把握しておりません。また福祉部局以外の相談先としての児童相談所については、私の知る限りではお聞きしておりません。
動物管理 センター 事務局	はい、すみません事務局です。引き取り相談で、犬の病気っていうのは、ほぼ高齢です。ごく稀に吠えて困るとか、咬んで困るっていうのももちろんありますけれども、具体的に腫瘍が云々とかそういうのよりは、年齢、高齢でっていうところがほとんどかと思います。詳細な統計はとってませんけれども。
町屋委員	すみません、ありがとうございます。というのはですね、実は当協会が7年前に譲渡した黒柴が、柏市動物愛護ふれあいセンターさんに捨てられてたっていうことが、1月にありまして、マイクロチップから、うちの協会が管理していたっていうことがわかって連絡がありました。その後どうなったかって言いますと、結局、看取りボランティアさんが引き取ってくださって、そこで最後まで見てもらえるっていうことになったので、少し先に戻るんですけど、一時預かり及び看取りボランティアさんについて、もし応募があるようであれば募集かけるといいのかなって思いました。
動物管理 センター 事務局	看取りボランティアと一時預かりボランティアに関してなんですけれども、最近はありませんいんですけれども、成猫を人慣れさせるっていう預かりボランティアを、過去にやったことがあるんですけれども、すごく相手方が預かるときに、しっかりと人慣れをさせるっていう目的でやってないっていうことが判明して、なかなか難しいねっていうことで、基本的にセンターで人慣れさせましょうということなり、まだやってない、おおっぴらには募集してないっていう状態です。
水越会長	町屋委員、よろしいでしょうか。 その他、ございますか。細井戸先生お願いいたします。
細井戸委員	7年度のアクションプランの時に話したらいいのかもしれませんが、今日の話を聞いていると、たぶんここ数年間続けてきたアクションプランの成果が出ているのだと思います。地域猫活動の浸透が、小野先生のおっしゃった雄猫の捕獲が容易になり、雄雌の捕獲差がなくなっていることなどに繋がっていると思われます。また、後藤委員から話があったように、動物介在教育に関しては、以前は子供の情操教育、男の子の優しさを引き出すなどが目的とされていました。しかし、先程おっしゃられたように現代っ子らのコミュニケーションの取り方の苦手さにまで踏み込み、特別支援クラスの子が参加し始めていることなど、さまざまな効果が出始めてるということはとても参考になりました。 実行してきたアクションプランの積み重ねを整理整頓し、どのように今後につなげるかを考えていただきたいと思います。 また、市民説明会、区民祭り、動物フェスタの聴講者や参加者の特性は全く違います。区民まつりには動物にあまり関心のない人も多く参加し、動物フェスタには犬と暮らしてる人が積極的に参加します。そして、市民説明会には地域問題に対する意識の高い人が多く参加するので、今行なっている啓発活動を少し整理して、市民説明会では今回すごく実績が上がった町内会での成功事例を徹底的に説明するといいと思います。区民まつりでは、動物を飼ってない人に、動物との共生事業、こんなことやってるよっていうのを、よりうまく説明したり、今回のように同日に複数箇所が重なった場合には、先ほど流された画像とかをちょっと面白そうにして、関心のない人でも

	ちょっと見たいなと思わせるような広報の仕方をするのがいいと感じます。動物フェスタでは、実際に動物と暮らしている人が多く参加しているので、同行避難について詳しく説明したり、啓発する上での重点事項を絞り込むのがいいと思います。 ちょっと質問と違って申し訳ないのですが、7年度にはそういうことを、加えて欲しいと思います。
水越会長	はい、ありがとうございます。非常に貴重なご意見だと思います。 他にはございますか。木村委員お願いいたします。
木村委員	動物介在教育という部分で、以前、日本ペットフード工業会が作りましたパンフレットで、初めてペットに触るといふか、学校のこういう部分ではね8割、ですからほとんど触ったことがないという人が学校ではあらかただったという、データがありました。そこでその2割、触ったことがあるないしは、家でペットを飼っているという子に、これもうデータとして、いじめが発生してない。いじめる子にならない。 まあ、やっぱり弱いものを飼って一緒に、結果としてそういうふうになったと、別にそれを目的に飼ったわけではないはずなんですけども、飼う目的が小さいお子さんがいたら、そういう部分を教えてあげたいとか情操教育で。あとはちょっと認知症を防止したいと。ある意味、動物管理センターの業務とはちょっと違いますけども、仙台市の自治体として見れば、そういうふうにいるいろいろ経費削減であったりとか、ペットに限らず健康マージャンというのが仙台市とか関連地域の自治体でやってますけれども、マージャンは医学的に、認知症防止に最適だとちょっと医学的に証明されてて、そういう部分のペットの方も、こういう活動を長く続けていければ、結果的にはすごくいい結果が出ていくんだろうというふうに思われます。引き続きもっと拡大した形でお願いできればと思います。 あともう1つちょっと先ほど、狂犬病の経費の部分だったんですが、今4万2310頭が登録されていて、今85円で郵便代を換算しますと、360万ぐらいの切手代になるわけですね。これ再度納めなかった人に9月に発送した人の分で、107万ぐらいの切手代、加えて人件費でまだですね、こういうのも、センターではなくて仙台市として例えば、登録する際に、メールとか何とかLineとか登録できて、そこから、お支払いくださいというふうな形にするか、もう初めから、そういうふうな形で納付ができるようにするとか、そういう部分でも考えられても、ちょっとよろしいのかなと思った次第でした。
水越会長	ありがとうございます。事務局から何か、はい。
動物管理センター所長	郵便費も上がっているほか、啓発チラシの印刷費も値上がりしております。啓発チラシについてはSNSによる啓発方法を考える一方、紙でないと難しい世代もありますので両方で対応しているところです。仙台市がDX化進める部分もあって、まずは手数料のかからない死亡届や変更届について取り組んでいるところです。この手続きについては、これまで25%の方が申請に利用しています。今後の課題として、死亡届や変更届の電子申請の周知および手数料の発生する手続き等について考えております。
水越会長	ありがとうございます、他はよろしいでしょうか。 はい、後藤さんどうぞ。
後藤委員	動物取扱業者への指導啓発についてなんですけれども、指導されてることがいろいろあると思うんですが、例えば販売する、犬とか猫を販売するときに、いわゆるマナ

	一的なお話っていうんですか、例えば道路で糞尿とかいうような形のお話は、買われる方に説明というか、アドバイスというそういったのって、犬を販売するにあたってなんかいろいろ説明はされるんですけども、そういったマナーとかに関しては、あんまり説明を聞いたことがない、私自身何回か購入した経験の中でないような気がしたんですね。やはり私たち、ペットというか、動物介在活動とか教育とか、あと、防災の啓発をするときに、やはりその糞尿で被害というか、嫌な思いをした方が、とてもその犬猫に対して、非常にこう嫌な思いをされてる、そこで防災のときにそういう嫌な犬猫たちと、そんな一緒になんて考えられない、そんなの勝手でお前たちが自分たちで何とかしろよというような感じのご意見をすごく多くいただくので、本当に犬を愛してというか、形で購入される方のまず第一歩であって、圧倒的にペットショップで買われる方が多いと思うのでその時点で、基本的なマナーというものを、しっかりとお話しして、飼い主、飼う方は聞いているかっていうとなかなか難しいところはあると思うんですが、何かそういったものがあると、非常にいいなと思いました。指導の中の要望にはそういうマナーっていうものをお話しなさいっていうのは入っているんでしょうか。
動物管理センター所長	動物取扱業者への立ち入り時には、施設等の確認に行っているため目的が異なり、新しい飼い主向けの飼い主のマナー啓発等はありません。で、動物取扱責任者講習会の中で飼い主へのマナー向上、適正飼養について、啓発チラシを配布しお話しくださいっていう話はしております。その他、ペット用品を販売しているホームセンター等でチラシを配布していただいております。また動物病院に飼い犬のマナーチラシを事前に配布しており、犬の登録、狂犬病注射接種時に配布していただいております。令和7年度は動物病院に飼い主のマナー向上のためのポスターを掲示していただくことを計画中です。
後藤委員	ぜひよろしく願いいたします。
水越会長	多分、ペットショップさんからすると、現在、販売時の18項目の説明義務があつて、マナーの部分はその18項目には入っていないくて、18項目を説明するだけで時間的にも内容的にもいっぱいいっぱいだと思われるんですね。それを考えると聞く方も18項目説明されて、それに加えてマナーについても説明されると、それらが全て頭に入るのが疑問です。つまり18項目さえも全て頭に入っていない状況です。以前、学生さんとペットショップで購入した方に、説明されたはずの18項目を覚えてるかどうかを調査したところ3つか4つぐらいしか覚えていない。冊子なども配布されているはずなのですが覚えていない。つまり、自分に興味があるようなものしか頭に入らないんですね。大切なこととはいえ、いきなり18項目言われても残念ながら頭に入らない。と、ということなので今釜谷さんの方からお話が合った例えばマナーのチラシを持ってもらって、後でおうちで読んでもらってとか、18項目にプラスしてペットショップさん側に説明を義務にしろって言っても、ペットショップ側さんも大変ですし、義務である18項目も頭に入っていないのにそれにプラスされても効果はあまり期待できないように思います。 またおそらく、購入したばかりのときはお散歩もすぐには行かないので、その時にお散歩のことを言われてもあまり意識もないと思います。それを考えると動物病院にワクチンを打ちに行って、その時、まさにお散歩が始まりますよという時点で、お話

	をした方がタイミング的には、聞く耳を持つのではないかと思います。つまりこれは我々獣医師や動物看護師の責任になると思います。また、愛玩動物看護師が国家資格になりまして、いわゆる飼育マナーという項目も国家試験の科目の1つになってます。適正飼養指導論と動物生活環境学という科目がございます。ですので、今後はこのようなマナーについて大学、専門学校で学んだ愛玩動物看護師も増えてきますし、それに加えてチラシなどを動物病院などで配っていただくというのが、良い方法なんではないかなと思いました。 はい、木村委員どうぞ。
木村委員	販売時に、その時点で一番重要なことを説明します。例えば、ワクチンの必要性、お散歩もワクチンが終わってないので、まだ行っちゃいけません。ワクチンが2回目終わって、半月経ってから、ないしは3回目終わって、1週間経ってそれ以降でしか、散歩は駄目ですよ。あと食事ですとか、犬の習性とか様々、大体1時間か1時間半説明します。やっぱり今おっしゃったようなマナーという部分は、まだまだ先の部分で発生することなので、販売時点では重要頻度的には非常に低いんですね、話は多分するところもあるでしょうし、確かにテレビでも大分糞では問題になってた番組もありましたので、確かに問題としては非常によくわかるんですが、ただ販売時ではそこまでは、なかなかそこまで重大な問題としては扱ってないと思います。全店っていうわけではありませんが。
水越会長	ありがとうございます、細井戸委員どうぞ。
細井戸委員	私もペットショップ、或いは、ブリーディングして子犬を販売するという場に立ち会って、その様子を見てみると、先ほどおっしゃられたように、真面目に18項目を説明していたら2時間。犬と暮らそうと思って、ワクワクしてる人が難しい話を2時間も聞かされると、その人にとってはとても無駄な時間だと思ってると感じていました。口には出されませんが、18項目自体非常に重要なことであり、関係者の皆さん方が十分に練られ、項目として上がってることも事実です。私がどうしてるかっていうと、とりあえず家帰ってこれを全部読んでみて、わからないことがあれば聞いてください。今日は基本的なことだけを説明します。18項目全ての説明を受けたという同意がないと本来販売できません。それを見た上で質問をして、理解したと思ったら、同意書に名前を書いて、それを送ってもらい、料金をいただきます。これはすごくいい方法です。しかし、新しく動物を飼う人にとって、そこで長々と説明を受けて、はいわかりましたと同意書にサインしても何の意味もないし、理解もしていないと思います。先ほど水越先生がおっしゃったように、そのうちの数項目しかわかってないっていう矛盾を考慮し、今後、改正していく上において、現場の現実的な対応も考えて、形だけ決めるのではなく、本来の動物愛護、或いは動物を大切にすることというのを飼い主に理解してもらうことが大切だと思います。また、動物病院の先生方が18項目を本当に理解してるかどうかについても疑問を持っています。獣医師などに今後のことを啓発してもらうのであれば、動物愛護法によって、販売した側がこれだけの説明をしているということを動物病院も理解して、飼い主さんが来られたときに、時間をとって、マナーの話もしてあげるってところまで踏み込まないと、その決まり事だけを決めて何とかしようっていうのには無理があると思います。そして、販売者に義務化、義務化、義務化っていう形で、いろんなものを課し過ぎた部分もあるっていうことも

	理解して欲しいなと自分が携わってみて思いました。
水越会長	はい、ありがとうございます。 ご意見も尽きないところもあると思うんですけど、時間も迫って参りましたので、次に行きたいと思います。議題2の協議事項ですね、令和7年度仙台市動物愛護アクションプランの案について事務局よりご説明お願いいたします。
動物管理センター所長	【議題3 令和7年度アクションプラン案】 続きまして、資料3をご覧ください。 令和7年度仙台市動物愛護アクションプラン（案）について、令和6年度と変更する部分について下線を引いておりますので、その部分についてご説明したいと思います。 まず初めに1ページをご覧ください。I 適正な飼養の推進、I-①飼い主のマナー向上対策でございます。 1 各種媒体を利用したマナー向上啓発の推進としまして、LINE プロダクト型メッセージに代わり、LINE を利用した啓発を行います。今後も効果的な啓発方法について、他都市を参考にしながら取り組みを検討していきたいと思います。 （1）犬の排尿については、市民の方からの苦情相談で中途半端な水ではかえって汚染を拡大させる、不十分というご意見から、ペットシーツの利用や十分な水を持つ標記に変更しております。 （7）（公社）仙台市獣医師会の協力により、動物病院から犬の飼い主向けにマナー啓発チラシを配布するほか、センター窓口でも犬の飼い主向けに配布します。また、動物病院へのポスターの掲示の協力を働きかけます。 2ページをご覧ください。 2（2）区民祭りで市民からアンケートを取り、犬の多い公園での啓発を公園監視に追加します。 4 多頭飼育問題への対応としまして、（3）区役所の関係機関等に対し、現場で活用できる多頭飼育問題に関するチラシを配布する他、イベント等を開催し、市民への啓発を実施します。 I-②終生飼養の推進でございます。 1 犬猫引取件数の削減です。 （1）犬猫の飼い主から飼養継続不可能となった場合の新しい飼い主探しの方法として、センターで現在行っているわんにゃん命のリレー掲示板の閲覧方法をセンター内掲示以外に、電子化し、ホームページ上に掲載することで、広く市民に周知、譲渡につながるよう取り組みを行います（犬、猫） 2 収容動物の譲渡の推進。譲渡会の開催のお知らせなど新たな広報ツールとしてLINE プロダクト型メッセージのかわりに、LINE を活用し、広報します。 3ページをご覧ください。1. 未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策 I-③（7）死亡届、登録変更等について、市民の利便性の向上のため、電子化の周知を進めます。 3ページの下、2-1（1）動物介在活動の普及啓発で、動物介在活動の推進関連のセミナーの実施、いのちの教育に関するか、動物共生プログラムの作成を検討します。こちらは昨年度、町屋委員から、産業動物とか野生動物も含めたプログラムの提案が

	あり検討するものです。 4 ページをご覧ください。II-②飼い主のいない猫対策の推進についてです。 1 (1) 飼い主のいない猫の避妊去勢事業費について、ふるさと応援寄附を活用し、手術頭数の拡充を図ります。 3 市民が取り組む地域猫活動の支援 更に市民と連携する体制を検討していきます。 令和7年度仙台市動物愛護アクションプラン（案）については以上です。
水越会長	ありがとうございました。それでは今ご説明いただいた令和7年度アクションプラン案についてのご意見ご質問はございますでしょうか。大丈夫でしょうか。 私から2点あるんですけども、先ほど排泄物の処理するための用具、うんち袋とペットシートと十分な洗浄用水などと説明があったのですが、私は飼い主さんに指導するときに、ティッシュ或いはトイレットペーパーを加えています。ペットシートは大きいので、なかなか持っていけない。でも、うんちなんかがちょっと緩くって、地面にちょんとくっついちゃったものはビニール袋だけでは取れないじゃないですか、あれをそれこそ中途半端に水で流すとですね、パーッと広がっちゃうので、そういうときには地面に付いたウンチはティッシュでふき取ってから、水を流しなさいと指導をしています。その方がペットシートを持っていくっていうよりも現実的というか、少し地面に付いたものはペットシートよりもティッシュの方が取れますので。案ということで、ご参考にしていただければと思います。 もう1つ多頭飼育の方で、様々なところに啓発して行くことは本当に必要なことだと思うんですけど、仙台市は今まで地域猫活動のほうで町内会とうまくやってるようにお聞きしているところです。多頭飼育は早期に見つけることが大事な点ですので、そういうところで民生委員さんなど福祉の方もそうなんですが、町内会での見守りというのも1つあるんじゃないかなと。なので例えば地域猫の説明会などで町内会にアプローチするときに、多頭飼育は早めに対処しなきゃいけないので見守ってくださいというようなことを町内会に対して行うといった啓発が仙台市さんの場合現実的というか可能ではないかと聞いていて思いました。 ありがとうございました。議題はここまでになりますので進行を、事務局の方にお返しいたします。
進行	水越会長、ありがとうございました。 続きまして、次第4のその他でございますが、何かご意見やご質問、共有したいことはございますでしょうか。
水越会長	先ほど動画を見せていただいて、噛むってということで帰ってきてしまった柴犬、私も同じような柴犬が3頭、私の診療科に来ております。柴犬は新しい家に行ってから1ヶ月2ヶ月ぐらいはお客様で、あまり問題を起こさなくて、大体2ヶ月過ぎてから本性をあらわす、ではないですけど、問題を起こすことが多いです。私が担当する3頭もやはり愛護センターあるいは愛護団体からの引き取り由来です。 全然この委員会とは関係ありませんがどのように対応してるかであるとか、ご相談ください。
進行	ありがとうございます。それでは、あと他にないようであれば、事務局から挨拶をしたいと思います。

動物管理 センター所長	本日は円滑な動物愛護協議会の運営に、委員の皆様方ご協力いただきましてありがとうございました。本日ご承認いただきました令和7年度のアクションプランに基づいて、本市の動物愛護行政を進めて参りたいと思います。 なお、議事録につきましては原稿ができ次第、各委員にメールや郵送でお送りいたしますので、修正等ございましたらお申し出いただければと思います。ご協力よろしくお願いいたします。 また、仙台市動物愛護協議会の任期は原則2年でございまして、令和7年3月31日までとなっております。つきましては、来年度から新しい任期となりますので、委員の皆様には、各所属に書面にて、ご案内させていただきたいと考えておりますので、その際にご対応いただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは本日は長時間にわたり、ご協議いただきましてありがとうございました。
------------------------	---

令和 7 年 3 月 27 日

署名委員

後藤 美佐